

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月13日

【四半期会計期間】 第95期第3四半期
(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

【会社名】 アキレス株式会社

【英訳名】 Achilles Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 守

【本店の所在の場所】 東京都新宿区大京町22番地の5

【電話番号】 03(3341)5111
(注)平成27年2月23日から本店は下記に移転する予定である。
本店の所在の場所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
電話番号 03(5338)9200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理本部長兼経営企画本部長 藤澤 稔

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新富一丁目12番10号

【電話番号】 03(5540)9852
(注)平成27年2月16日から最寄りの連絡場所は下記に移転する
予定である。
最寄りの連絡場所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
電話番号 03(5338)8113

【事務連絡者氏名】 経理部長 早川 研二

【縦覧に供する場所】 アキレス株式会社関西支社
(大阪市北区中之島二丁目2番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第3四半期 連結累計期間	第95期 第3四半期 連結累計期間	第94期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	63,122	65,211	88,006
経常利益 (百万円)	1,731	1,103	2,548
四半期(当期)純利益 (百万円)	992	1,160	1,734
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,844	1,857	2,495
純資産額 (百万円)	42,066	42,179	42,078
総資産額 (百万円)	75,429	76,903	76,405
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.34	6.27	9.34
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	55.8	54.8	55.1

回次	第94期 第3四半期 連結会計期間	第95期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1.97	1.12

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、締結した経営上の重要な契約は以下のとおりである。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
アキレス株式会社(当社)	ベネトンジャパン(株)	日本国	シューズ	商標UNITED COLORS OF BENETTON.の履物への使用	平成27年1月1日より平成28年12月31日まで

(注)上記の契約においては、ロイヤリティとして売上高の一定率を支払っている。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における経済環境は、国内は消費税増税前の駆け込み需要の反動と天候不順により個人消費の回復が遅れ、海外では米国経済の堅調さは継続したものの、新興国経済の成長鈍化に加えウクライナ情勢やイスラム国問題が長期化することで世界経済にも不透明感があった。また、円安の進行と定着は輸入製品価格の上昇に大きく影響を与えた。一方、当期間の終盤には原油価格の下落が見られたが、累計期間においては原材料やエネルギーコストは前年同期比上昇の傾向で推移した。

このような事業環境の下、当社グループは企業価値の増大を目指して、ブランド力・魅力ある商品創りと拡販に注力してきた。具体的には省エネルギー関連製品、環境対応製品、スポーツ健康関連製品など成長分野と、インフラ整備、防災関連分野およびグローバル化へと積極的な事業展開を推進するとともに徹底したコストダウンに取り組んできた。

その結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高65,211百万円(前年同四半期比3.3%増)、営業利益761百万円(前年同四半期比40.2%減)、経常利益1,103百万円(前年同四半期比36.3%減)、四半期純利益1,160百万円(前年同四半期比16.9%増)となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

シューズ事業

ジュニアスポーツシューズのトップブランド「瞬足」は、消費税増税前の駆け込み需要の反動と天候不順の影響のため、主力のランニングカテゴリーが苦戦し、前年売上を下回った。

高機能スニーカー「ソルボ」を搭載した「アキレス・ソルボ」は、紳士・婦人向け共に、新製品が好調に推移し、前年売上を上回った。

シューズ事業全体では、ブーツや20km歩けるパンプス「ALL DAY Walk」の好調もあり、前年売上を上回った。

シューズ事業の当第3四半期連結累計期間の業績は売上高14,154百万円(前年同四半期比2.2%増)、セグメント利益(営業利益)は35百万円(前年同四半期比93.4%減)となった。

プラスチック事業

車輦内装用資材は、国内および中国が堅調に推移し、北米も好調が続き、前年売上を上回った。

フィルムは、文具用、産業用が堅調に推移し、また海外向けの工業用も好調を維持して前年売上を上回った。北米は医療用が苦戦し、前年売上を下回った。

農業用は、消費税増税前の駆け込み需要の反動と、関東雪害後の復興遅れの影響により、前年売上を下回った。

建装資材は、消費税増税後の住宅関連市場の冷え込みが継続し、壁材は前年売上を下回ったが、床材はほぼ前年売上並みであった。

引布商品は、輸出用のボート製品およびボート用ゴム引き原反が好調に推移したが、国内向けの官公庁用ボート・テントが苦戦し、全体では前年売上を下回った。

プラスチック事業の当第3四半期連結累計期間の業績は売上高29,143百万円(前年同四半期比2.6%増)、セグメント利益(営業利益)は1,239百万円(前年同四半期比24.8%増)となった。

産業資材事業

ウレタンは、寝具用と包装用が好調に推移し、また車輛用も引き続き好調で前年売上を上回った。

断熱資材は、住宅着工の低迷を受けたボード製品、スチレン製品で苦戦したが、農畜産向けのパネル製品、システム製品で拡販が図れ、断熱資材全体では前年売上を上回った。

静電気対策品は、半導体分野を中心に海外向けで拡販が図れ、前年売上を上回った。

産業資材事業の当第3四半期連結累計期間の業績は売上高21,914百万円(前年同四半期比5.1%増)、セグメント利益(営業利益)は1,040百万円(前年同四半期比21.5%減)となった。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は、総資産は76,903百万円で前連結会計年度末に比較して498百万円増加した。

資産の部では、流動資産は50,364百万円となり前連結会計年度末に比較して128百万円増加した。これは主に、たな卸資産が1,615百万円、繰延税金資産が782百万円増加したが、受取手形及び売掛金が1,891百万円減少したことによる。固定資産は26,539百万円となり前連結会計年度末に比較して369百万円増加した。これは主に、投資その他の資産が377百万円増加したことによる。

負債の部では、流動負債は25,573百万円となり前連結会計年度末に比較して285百万円増加した。これは主に、支払手形及び買掛金が420百万円増加したことによる。固定負債は9,151百万円となり前連結会計年度末に比較して112百万円増加した。これは主に、退職給付に係る負債が149百万円増加したことによる。

純資産の部は42,179百万円となり、前連結会計年度末に比較して100百万円増加した。これは主に、利益剰余金が593百万円減少したが、為替換算調整勘定が223百万円、その他有価証券評価差額金が212百万円、繰延ヘッジ損益が145百万円、退職給付に係る調整累計額が115百万円増加したことによる。以上の結果、自己資本比率は54.8%となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「会社の支配に関する基本方針」という。)、および当社株式の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」という。)を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えている。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではない。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがある。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくない。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えている。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、多数の投資家に中・長期的に当社に投資を継続してもらうために、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のような施策を実施している。

当社グループは、「お客様の真の満足と感動をいただける価値(製品、サービス、情報)の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念の下、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼に応えていく会社になることを目指し、以下の重要課題に取り組んでいる。

イ．事業体質の強化

- 1) 独自技術を活かした高付加価値商品の開発
- 2) 生産技術力の強化による原価低減と品質向上
- 3) 市場ニーズに対応した組織体制の見直し
- 4) 品質保証システムの改革

ロ．研究開発力の強化と成果の事業化スピードアップ

ハ．グローバル展開の加速

ニ．人材開発の継続とグローバル人材の育成

ホ．CSR(企業の社会的責任)に基づく企業経営の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・成膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな商品を提供してきた。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材(建材用断熱材)、電子材料(太陽電池関連フィルム等)への製品化に展開している。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献している。

当社グループは、企業理念として「社会との共生」=「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス(企業統治)の充実に努めている。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に努め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力している。

本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

イ. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えている。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」という。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、旧プランを本プランとして更新した。

ロ. 本プランのスキームの概要

本プランのスキームの概要は以下のとおりである。

- (a) 本プランは特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を対象とする。
- (b) 本プランを適正に運用するため、当社の業務執行から独立している社外監査役および社外有識者から選任された3名の委員で構成された独立委員会を設置する。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重する。
- (c) 当社取締役会は大規模買付者に意向表明書、必要情報の提出を求める。
- (d) 当社取締役会は、必要情報の提供を受けた後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための評価期間として設定する。
- (e) 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動または不発動の決議をする。独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の意見を反映すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主検討期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催する。
- (f) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置により大規模買付行為に対抗する場合がある。当社取締役会がとる具体的対抗措置の一つとして、対抗措置としての効果を勘案した条件を付して新株予約権の無償割当てを行う場合がある。

- (g) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により株主を説得するに留め、原則として対抗措置はとらない。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、前記(f)の対抗措置の発動を決定することができるものとした。
- (h) 本プランは、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において議案として審議可決され、同日より効力を発生し、その有効期限は平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっている。

本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが前記の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えている。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足している。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっている。

ロ．株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、前記イ、「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものである。

本プランの更新は、株主の承認を条件としており、株主の意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられる。

ハ．株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において、その更新について株主の意思を確認するため、議案として上程し審議可決された。

また、更新後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映される。

ニ．取締役会の恣意的判断の排除

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されている。

ホ．デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能である。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではない。なお、当社では取締役解任決議要件についても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしていない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1,019百万円である。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりである。

新設

当第3四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は次のとおりである。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	足利第一工場 (栃木県足利市)	産業資材事業	ウレタン製造設備	229	66	自己資金	平成26年 7月	平成27年 1月	生産能力の 増強

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設について、当第3四半期連結累計期間に重要な変更があったものは次のとおりである。

新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	着手年月	完成(予定) 年月	完成後の 増加能力	(注)
提出 会社	滋賀第一工場 (滋賀県野洲市)	プラスチック事業	フィルム製造設備	272	平成25年 9月	平成26年 9月	生産能力の 増強	2
	足利第一工場 (栃木県足利市)	全社共通	フィルム研究設備	157	平成26年 3月	平成26年 12月	-	3
	滋賀第二工場 (滋賀県犬上郡豊郷町)	産業資材事業	ウレタン製造設備 及び建物新設	657	平成25年 12月	平成27年 3月	生産能力の 増強	4
		全社共通	太陽光発電設備	145	平成26年 4月	平成27年 1月	-	5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

2 前連結会計年度末の計画は、投資予定額320百万円、完成予定年月平成26年6月であったが、仕様の一部見直し等により投資額が変更になり、平成26年9月に完成した。

3 前連結会計年度末の計画は、投資予定額160百万円、完成予定年月平成27年3月であったが、仕様の一部見直し等により投資額が変更になり、平成26年12月に完成した。

4 前連結会計年度末の計画は、投資予定額694百万円、完成予定年月平成26年10月であったが、仕様の一部見直し等により投資金額および完成予定年月が変更になった。

5 前連結会計年度末の計画は、完成予定年月平成27年3月であったが、完成予定年月が変更になった。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	190,627,147	190,627,147	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	190,627,147	190,627,147		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月31日		190,627		14,640		3,660

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成26年9月30日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,542,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 183,735,000	183,735	
単元未満株式	普通株式 1,350,147		
発行済株式総数	190,627,147		
総株主の議決権		183,735	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式939株が含まれている。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アキレス 株式会社	東京都新宿区大京町22- 5	5,542,000		5,542,000	2.91
計		5,542,000		5,542,000	2.91

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はない。

(注) 当社では執行役員制度を導入しており、前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における執行役員の異動は、次のとおりである。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
執行役員	品質保証本部長兼安全環境担当兼環境安全推進部長	執行役員	品質保証本部長兼安全環境担当	小林 一俊	平成26年 9月26日
執行役員	ウレタン事業部長兼支社ウレタン販売部長	執行役員	ウレタン事業部長	山本 勝治	平成26年12月26日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,018	7,488
受取手形及び売掛金	28,453	26,561
商品及び製品	8,393	9,696
仕掛品	1,482	1,620
原材料及び貯蔵品	2,187	2,361
繰延税金資産	610	1,393
その他	1,160	1,298
貸倒引当金	69	56
流動資産合計	50,235	50,364
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,278	7,137
機械装置及び運搬具（純額）	4,671	4,499
土地	5,296	5,300
建設仮勘定	183	556
その他（純額）	410	401
有形固定資産合計	17,841	17,895
無形固定資産	715	654
投資その他の資産		
投資有価証券	3,658	4,120
退職給付に係る資産	980	424
繰延税金資産	2,605	2,810
その他	426	688
貸倒引当金	58	54
投資その他の資産合計	7,612	7,989
固定資産合計	26,169	26,539
資産合計	76,405	76,903

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,538	15,958
短期借入金	2,354	2,421
未払金	3,324	3,456
未払法人税等	279	135
資産除去債務		12
その他	3,791	3,589
流動負債合計	25,288	25,573
固定負債		
長期借入金	3,000	3,000
長期未払金	20	9
繰延税金負債	520	512
退職給付に係る負債	5,236	5,386
資産除去債務	243	231
P C B 廃棄物処理引当金	17	10
固定負債合計	9,038	9,151
負債合計	34,326	34,724
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,640	14,640
資本剰余金	10,708	10,708
利益剰余金	16,717	16,124
自己株式	724	727
株主資本合計	41,343	40,746
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	959	1,171
繰延ヘッジ損益	163	309
為替換算調整勘定	250	473
退職給付に係る調整累計額	638	522
その他の包括利益累計額合計	735	1,432
純資産合計	42,078	42,179
負債純資産合計	76,405	76,903

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	63,122	65,211
売上原価	50,720	53,263
売上総利益	12,402	11,947
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	3,517	3,744
広告宣伝費及び販売促進費	975	901
貸倒引当金繰入額	8	11
給料手当及び福利費	4,304	4,204
退職給付費用	197	208
旅費交通費及び通信費	474	501
減価償却費	194	150
その他	1,472	1,486
販売費及び一般管理費合計	11,128	11,186
営業利益	1,274	761
営業外収益		
受取利息	22	10
受取配当金	71	60
不動産賃貸料	39	61
持分法による投資利益	98	74
為替差益	136	69
その他	166	171
営業外収益合計	535	447
営業外費用		
支払利息	49	51
その他	29	53
営業外費用合計	78	105
経常利益	1,731	1,103
特別利益		
固定資産売却益	34	39
保険差益	0	135
投資有価証券売却益	5	
特別利益合計	40	175
特別損失		
減損損失		243
固定資産除却損	36	89
特別損失合計	36	333
税金等調整前四半期純利益	1,734	946
法人税、住民税及び事業税	346	405
法人税等調整額	395	619
法人税等合計	742	214
少数株主損益調整前四半期純利益	992	1,160
四半期純利益	992	1,160

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	992	1,160
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	155	212
繰延ヘッジ損益	20	145
為替換算調整勘定	591	199
退職給付に係る調整額		115
持分法適用会社に対する持分相当額	124	23
その他の包括利益合計	851	696
四半期包括利益	1,844	1,857
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,844	1,857
少数株主に係る四半期包括利益		

【注記事項】

(会計方針の変更等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が1,812百万円増加し、利益剰余金が1,198百万円減少している。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ46百万円増加している。

(四半期連結損益計算書関係)

減損損失

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上している。

用途	種類	場所
工業資材製造設備	機械装置及び運搬具等	タイ国アユタヤ県

当社グループは、管理会計上の事業区分をもとに資産のグルーピングをしている。

上記製造設備については、市場環境の著しい悪化により受注が減少し早期の回復が見込まれないため、減損損失(243百万円)を特別損失に計上している。その内訳は、機械装置及び運搬具147百万円、建物及び構築物70百万円、その他25百万円である。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略している。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	1,872百万円	1,866百万円
のれんの償却額	25百万円	25百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	559百万円	3円	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	555百万円	3円	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	シューズ 事業	プラスチッ ク 事業	産業資材 事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	13,854	28,409	20,858	63,122		63,122
セグメント間の内部 売上高又は振替高		127	368	496	496	
計	13,854	28,537	21,227	63,619	496	63,122
セグメント利益	548	993	1,325	2,867	1,593	1,274

(注)1. セグメント利益の調整額 1,593百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(一般管理費)である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	シューズ 事業	プラスチッ ク 事業	産業資材 事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	14,154	29,143	21,914	65,211		65,211
セグメント間の内部 売上高又は振替高		120	400	520	520	
計	14,154	29,263	22,314	65,731	520	65,211
セグメント利益	35	1,239	1,040	2,316	1,554	761

(注)1. セグメント利益の調整額 1,554百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(一般管理費)である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「産業資材事業」セグメントにおいて、タイ国子会社の固定資産について、市場環境の著しい悪化により受注が減少し早期の回復が見込まれないため、減損損失を計上している。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては243百万円である。

(企業結合関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：シューズ事業

事業の内容：シューズの販売（卸売）

(2) 企業結合日

アキレス北海道販売株式会社及びアキレス九州販売株式会社：平成26年10月1日

アキレス関東販売株式会社：平成26年11月1日

アキレス新潟販売株式会社：平成26年12月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社の連結子会社であるアキレス北海道販売株式会社、アキレス九州販売株式会社、アキレス関東販売株式会社及びアキレス新潟販売株式会社を譲渡会社、アキレス株式会社（当社）を譲受会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

変更なし。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社の連結子会社であるアキレス北海道販売株式会社、アキレス九州販売株式会社、アキレス関東販売株式会社及びアキレス新潟販売株式会社は、シューズの販売（卸売）を主な事業として、当社とシューズ量販店・小売店間の商流を担当してきたが、当社からの直接仕入化などの物流システムの変革に対応するとともに、業務の効率化を図るために解散し、当社に新たに設置する営業所に事業を譲渡、現在清算手続を行っている。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理している。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	5円34銭	6円27銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	992	1,160
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	992	1,160
普通株式の期中平均株式数(千株)	185,964	185,090

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

第95期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)中間配当については、平成26年11月7日開催の臨時取締役会において、これを行わない旨を決議した。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月 4日

アキレス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 本 茂 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美 久 羅 和 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアキレス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていない。